

## 自治基本条例改正条文素案（たたき案）

### 第 5 章 コミュニティ活動 （コミュニティ活動の連携）

第 3 4 条 地域コミュニティ活動並びに市民公益活動を行う個人及び団体は、自らそれぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

#### 説 明

- 第 3 4 条は、地域コミュニティ活動及び市民公益活動が自発的に連携することについて定めたもの。
- 地域コミュニティ活動は、身近な地域の特性を踏まえた、住民組織による地域課題の解決に向けた活動であり、本市では、町内自治会など、様々な地域団体等により構成された校区自治協議会による地域づくりと住民自治が推進されている。
- 市民公益活動は、NPO 法人などによる活動であり、専門性を持って、地域を限定しない活動を展開している。
- 双方がお互いの活動を理解し合い、情報共有のもと役割と責任を分担し協働でまちづくりに取り組んでいくことが必要である。
- また、市長等は、第 3 2 条第 3 項並びに第 3 3 条第 2 項の規定により、多様な主体が柔軟に連携できるよう、その関係の構築に向けた支援を行う。

## 第6章 区のまちづくり

### (区のまちづくり)

第35条 区民（区の区域内の住民、区の区域内に通勤し、又は通学する者、区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体のいずれかに該当するもの。）及び区の職員は、区の特性や課題を踏まえたまちづくりの指針に基づき、区役所を拠点として、参画と協働により、まちづくりに取り組みます。

2 前項の場合において、区民及び区の職員は、次に掲げる事項を勘案し取り組みます。

- (1) 地域の情報を把握し、情報の発信とまちづくりへの活用に努めること。
- (2) 地域の課題を的確に把握し、解決に向けて合意形成に努めること。
- (3) 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う区民との連携に努めること。

## 説 明

○第35条は区のまちづくりへの取り組みについて定めたもの。

区のまちづくりとは(※1)、区役所と区民が協力して、魅力的で快適に暮らせる地域を形成するソフト面での活動を中心として行われるものである。ハード面の活動については、本庁の各事業局が、区民ニーズを区役所と共有するなど、連携しながら実施していく必要がある。

### (※1)

区のまちづくりとはどのようなものであるかについて、条文の中でもある程度、イメージができるような方法で規定する必要はないか。

○第1項では、区民と区の職員は、各区のまちづくりビジョンなどの指針に基づき、区民に身近な区役所をまちづくりの拠点として、区役所体制のメリットを最大に生かした、区のまちづくりに取り組むことを定めている。

なお、「区の特性や課題を踏まえたまちづくりの指針」とは、条例第13条に定める本市の総合計画（基本構想）に基づき作成されたものである。

○第2項では、区民及び区の職員が区のまちづくりに取り組むにあたり留意すること(※2)を定めている。

○まず、第1号は、区のまちづくりには、地域を知ることから始めなければならないため、区民や区の職員は積極的に地域を見て歩き、地域の人と対話するなど、互いに協力して校区や区単位の地域情報を収集する姿勢が必要である。それらの情報を広く発信しまちづくりに活用することについて定めている。

○次に、第2号は、区民や区の職員は、第1号で得た地域情報から課題を的確に把握し、課題の解決に向けて、区民、地域団体、NPO、事業者、行政など多様な主体を集め、多くの意見を出し合いながら、合意形成に努めていくことを定めている。

○次に、第3号では、地域コミュニティ活動の実践に裏づけされた地域団体の組織力や、NPOなど市民公益活動の斬新で独創的なアイデアを積極的に区のまちづくりに取り入れ生かしていくために、区民や区の職員は、地域コミュニティ活動者や市民公益活動者との連携に努めることを定めている。

### (※2)

区民及び区の職員がまちづくりの取り組みにあたり留意することは共通していても、実際に担う役割は異なる。その辺りを整理して、条文へ規定する必要はないか。

(区の体制の整備等)

第36条 市長は、区のまちづくりを推進するために必要な組織体制の整備や予算の確保に努めます。

## 説 明

○区のまちづくりの推進に向け、区役所の組織や機能、本庁との連携体制のあり方などについて不断に見直すことや、各区のまちづくり推進事業の実施にあたり必要な区の予算の確保が必要となる。第36条では、区の組織体制の整備や予算の確保について、市として一体的に取り組んでいくことを定めたもの。